

提言1 地域安全コミュニティづくり

岐阜県には、名古屋市をはじめ県内各都市に隣接してベッドタウンといわれる住宅街が多数あります。また近年、農村部においても居住者の出入りが激しかったり、外国人が多数居住する地域が多く見受けられるようになってきました。このような地域では、地域住民の人間関係が疎遠になり、地域活動に無関心な住民が多くなりがちです。このような環境こそが、犯罪を増やす要因であるとも言われています。

地域で犯罪を防ぐことを地域住民全員で考えると同時に、日頃から地域住民のつながりを強く持つことを提案します。また、地域住民一人ひとりが「自分の地域の安全は自分たちで守る」という意識を高めていく必要があります。

◆地域住民として取り組むべきこと

○地域住民組織が連携した「地域コミュニティ」の充実

自治会は、地域の親睦活動（運動会、盆踊り、家族会など）、清掃、除雪等の環境整備活動に、世帯の代表者のみでなく、子どもから大人まで住民一人ひとりが参加するよう働きかけることが必要です。

また、自治会は学校・PTA、地域女性団体、公民館、商店街組合等と連携の強化を図り、住民相互が親睦を深め、助け合いの関係を築き、すべての住民が安心して暮らせる生活環境を整えていく努力が必要です。

羽島市正木町夢づくり推進会議

羽島市正木地区では、女性会、スポーツ少年団、商工会、サークルなど各種団体が協力しながら盆踊り、運動会、まつり、清掃活動など様々な行事を計画、実施し、地域のコミュニティ強化につなげています。その一環として防犯パトロールを行っていますが、県内では最初の民間ボランティアによる青色回転灯を活用したパトロールを行っています。

【写真】正木町地域安全パトロール隊



○一人ひとりの防犯意識の向上

地域住民一人ひとりが、家庭での戸締まり、自動車の施錠、自転車のツーロックなど、基本的な防犯に取り組む必要があります。

また、地域住民が交替で、防犯・防火のために夜回りを行ったり、各家の玄関の明かりを一晩中点ける「一戸一灯運動」(*)を行うなど、地域住民全体が連携して防犯の取り組みを行う必要があります。

一戸一灯運動

町内会で一戸一灯運動を実施したり、街の電飾化運動を展開して、街を明るくすることで、防犯に役立てようとしているところがあります。

関市安桜台自治会では、10年以上前から地域ぐるみで門灯を一晩中つける運動を行っています。暗いところを減らすことで、地域の犯罪抑止に効果を挙げています

◆地域住民と行政が協働で取り組むべきこと

○小学校区を単位とした連携組織の設置

昨今、住民組織を中心とした地域安全活動を行う団体が増加しています。これらの団体の活動範囲は、主に小学校区内であったり、自治会内である場合が多く、身近な地域の情報が必要とされています。そこで、こうした小さな単位（学校区や公民館単位など）での地域安全コミュニティを創生し、犯罪抑止に努める必要があります。

なお、連携体制の整備には県認定の「岐阜県コミュニティ診断士」(*)を活用することも考えられます。

地域安全コミュニティづくりモデル事業（恵那市大井地区）

恵那市大井地区では、県の「地域安全コミュニティづくりモデル事業」を受託して、地域住民による防犯対策に関する意見交換と情報伝達の仕組み作りについて検討しました。

この事業には、大井町の住民で組織する「大井町夢おこし委員会」が中心となって、学校関係者や地元商店街など地域の安全を願う方が40人ほど集まり、4回にわたるワークショップを開催、地域が抱える課題や解決方法などを話し合いました。

会議の中では、「もし大井地区で犯罪が起きたとしたら」という想定で、情報伝達の方法について意見交換を行い、迅速な情報共有の仕組みづくりを行いました。

【写真】ワークショップでの意見交換



○「地域の犯罪危険地図」の作成等の支援

市町村は、地域安全マップを地域の消防団、水防団、自治会等と連携して作成し、全家庭に配布する必要があります。

○「通学路安全マップ」の作成及び定期的確認

学校においては、児童生徒、保護者、地域住民と連携して通学路の安全マップを作成し、定期的な確認を行いながら子どもの安全確保のために活用することが必要です。

マップづくりに際しては、子どもたちが実際に自分の目で確かめ、地域の人々の話を聞きながら作ることが重要で、子ども自身の危険予測や危険回避能力を育てることにつながります。

◆事業者が取り組むべきこと

○地域の活動への積極的参加

事業者は、自治会などが行う清掃、除雪等の環境整備活動に積極的に参加し、地域住民とのつながりを持つよう努めることが必要です。

◆行政が取り組むべきこと

○青少年、NPOがコミュニティ活動へ参加する施策の必要性

市町村は、MS（マナーズスピリット）リーダーズ^(※)などの青少年が進んで参加するような安全なコミュニティづくり活動を支援する必要があります。さらに地域の安全と安心を守るボランティア活動団体やNPO法人と連携を強化し、ボランティア団体等の活動が継続するよう、情報提供、人材育成等の面で支援する必要があります。

○ボランティアとの情報共有

市町村は、ボランティアやNPOの活動を十分に把握するとともに、よく連携をとり、定期的に情報交換の場を提供するなど情報共有のための支援を行うことが必要です。

提言2 住民自身による生活環境の美化と改善

小さな犯罪を防止すれば、凶悪犯罪も減らすことができるとされる「破れ窓理論」(*)は、米国や国内でも既に実証されています。これは、ゴミの散乱や落書きのない地域では、地域住民の監視が行き届いていることを意味し、犯罪の少ないまちであることにつながります。

地域住民は、日頃から環境の美化に努め、ポイ捨て、公共物への落書き、ペットの糞などのない、美しい地域を維持する必要があります。

また、産業廃棄物や粗大ゴミなどの不法投棄については、地域で監視をするなどの対策が必要です。

◆地域住民として取り組むべきこと

○地域での環境美化活動の実施

身の回りのゴミ拾い等の小さな活動の積み重ねが、地域全体の環境を向上させるという意識をもって、地域全体で街の中でのポイ捨て、落書きの追放のための環境浄化活動を行う必要があります。

地域住民による落書き消し

岐阜駅前地区落書き落とし実行委員会は、毎年JR岐阜駅前地区にある落書きを一斉に消して街の美化をすすめようとするイベントを行っています。平成18年9月には、自治会や企業などで作る委員会の呼びかけに約300人の市民が参加しました。



【写真】地域住民による落書き消しの様子

○節度ある動物の飼育

犬や猫の糞の問題や、ペットから野生化した動物が自然界に増えるなど、ペットに係る問題が後を絶ちません。飼い主は責任をもって節度ある飼育をしなければなりません。

◆地域住民と行政が協働で取り組むべきこと

○不法投棄を未然に防ぐための監視の強化

地域住民及び行政は、産業廃棄物、粗大ゴミ等の不法投棄を地域全体が許さないという意識を持ち、監視、パトロール等に取り組む必要があります。

◆行政が取り組むべきこと

○「廃棄物不法投棄防止連携会議」の充実

県では、「廃棄物の不法投棄防止に関する総ぐるみの行動指針」に基づく地域連携会議を設置していますが、これを原則として毎月1回以上開催して、不法投棄に関する情報交換を行うことが必要です。

○「落書き」に対する規制

落書きは、器物損壊罪に該当します。ともすれば落書きは「いたずら」と片づけられることがあります。行政は「落書きは犯罪である」ということを住民によく周知しなければなりません。また、落書きをした者に対して、北九州市の「モラル条例」に見るように、その落書きを落とすよう命じることができる規則を設けるなど、落書きを抑止するとともに落書きをする者に対して厳重な態度で臨むことが必要です。

○「県民環境の日」の定着

岐阜県では、毎月第2土曜日が「県民環境の日」と定められています。この日の活動が県民に定着するように、さらに啓発を行う必要があります。

また、このような日を活用して、全県一斉に落書き消しや清掃を行うなど県民の行動に結びつける工夫が必要です。

提言3 地域安全活動を担う人材とグループの育成

治安に対する社会不安が大きくなる中で、岐阜県内では「自分の地域の安全は自分たちで守る」ための活動を自主的に行うグループが増加しており、これらの活動が地域の犯罪抑止に大きく貢献しています。

地域安全の確保には、地域住民の役割が重要であり、地域住民主体の活動を大きく広げる施策が必要です。

◆地域住民として取り組むべきこと

○小さな取り組みの積み重ね

地域の安全と安心を守るために、多くの地域住民が、お互いに声をかけあい足もとから活動することが必要で、あいさつ運動、環境の浄化のためのゴミ拾い、落書き消しなど、小さなボランティア活動の積み重ねが必要です。

○新しいタイプの地域安全活動（青色回転灯を使ったパトロール）

平成16年度からボランティアの地域安全活動に「青色回転灯」を使用したパトロールが認められました。自家用車の屋根に取り付けられたこの回転灯は、警察の「赤」色に対して、ボランティアの「青」と呼ばれ、犯罪抑止に大きな効果を挙げています。

今後、地域住民もこの効果をよく認識するとともに、青色回転灯が県内各地で積極的に導入されることを期待します。

安全・安心まちづくりボランティア／フレンドリー企業

県が設けている「安全・安心まちづくりボランティア」には、347団体、2万人以上、「フレンドリー企業」には120団体、約6千事業所が登録し、各団体は、それぞれ地域の見守りを行っています。

桜ヶ丘ハイツ自警団では、自治会の方が中心となり、通学路での子どもの安全確保に努めています。また夜間には青色回転灯装着車によるパトロールを行っています。



【写真】青色回転灯装着車

◆事業者が取り組むべきこと

○地域安全に関する社内教育の促進

社用車に「防犯パトロール」のステッカーを貼付するなど業務の傍ら地域安

提言3 地域安全活動を担う人材とグループの育成

全活動を実施する事業者が増加していますが、この活動は同時に社員の防犯意識を高める効果もあります。事業者は、この活動を社内教育の一つとして地域安全活動に携わる人材育成に努めることが必要です。

○地域とともに行う地域安全活動

事業者は、社内での地域安全活動に加え、地域住民と協働して地域安全活動を行うことが望まれます。

例えば、地域住民や子どもたちと一緒に周辺の安全マップを作成したり、近隣の防犯ボランティアグループとの交流を図るなど、地域に密着した活動が求められます。

また、大型商業施設では青少年の健全育成のためにも常日頃から地域住民とコミュニケーションを取り、情報交換を密にすることも必要です。

◆行政が取り組むべきこと

○地域安全活動を行うグループの育成、支援

市町村は、地域安全活動を行うグループの活動状況や手法を広報等で紹介し、より多くの地域住民が活動に参加するよう促し、自治体全体に地域安全活動を広げることが必要です。

また、地域安全活動を行うグループの育成、支援を行う施策も必要です。

例えば、定期的に研修会を開き地域安全活動のスキルアップを図ったり、活動時に地域安全のための活動であることを示す帽子、上着（ウインドブレーカー、ジャケット等）などを支給し、活動を周知させる必要があります。またユニフォームは、子どもが見て安心できるようマークを入れたり、色を統一することが必要です。

さらに、活動が積極的で高い成果をあげている団体に対して表彰することで、さらなる活動意欲の高揚を図るとともに、その活動内容を公表して広く県民に周知することも重要です。

※資料編「岐阜県安全・安心まちづくり賞（岐阜県知事賞）」受賞団体一覧

◆行政、警察が連携して取り組むべきこと

○住民に対する学習の機会の提供

地域安全活動のリーダーとなる人材を育成するために、警察や行政は連携して地域安全に関する出前講座や研修会を積極的に開催することが必要です。

また、地域安全に関する知識を高めていただくために、住民に分かりやすいパンフレット等を作成し、広く活用していただく工夫も必要です。

○地域安全活動を行うグループの把握、情報共有

現在、ボランティアグループには県登録、市町村登録、警察署把握のものなどがあり、また過去に登録した団体で活動を休止しているところもあります。

行政及び警察では、ボランティアに対する情報提供やボランティアの有効活用のために、常に現に活動している団体を整理、把握する必要があります。

そこで県、市町村、警察署が連携して定期的な確認を行うことが必要です。

○関係団体との連携

少年補導員、青少年育成市町村民会議、商工会、自治会、消防団、防犯協会、交通安全協会、PTA等の地域団体と、地域安全活動を行うグループの連携や協力を図るために合同の情報交換の場を提供する必要があります。

また、県が主催する「地域連携会議」などを活用して事例報告会や研修会などを定期的を開催していくとともに、市町村でもボランティアと学校、警察などが常に連携できるよう「市町村連携会議」の創設を進める必要があります。

地域連携会議

県では、平成18年5月に地域のボランティアや各種団体と教育関係者、警察、行政等が情報共有するための「地域連携会議」を創設し、また「地域連携会議」が情報共有するための「全体連携会議」を併せて創設しました。

連携会議では、ボランティアの活動報告や安全なまちづくりについての意見交換が行われています。

【写真】地域連携会議の様子



○公用車を活用した啓発

行政も一事業者として公用車に防犯啓発用のステッカーを貼付するなど、地域住民に対する啓発を図っていく必要があります。

公用車を活用した犯罪抑止活動

県をはじめ、多くの市町村で公用車を活用した防犯啓発活動が実施されています。県では平成18年11月から約800台の公用車に「地域安全パトロール中」のマグネットシート又はステッカーを貼付し、啓発に努めています。

【写真】県の公用車に貼付したマグネットシート



提言4 地域と交番、警察署の連携強化

地域住民にとって犯罪や事故に遭ったときは、警察、交番が一番身近で一番頼りになる機関です。それには日頃から地域住民と様々な場面でコミュニケーションを図ることが大切です。

警察では、地域安全指導員^(※)、警察活動協力員^(※)等のボランティア活動や、交番・駐在所連絡協議会で地域住民の要望を聞くなどの取り組みが行われていますが、地域住民も警察活動をよく理解し、地元の警察官と連携して防犯活動に取り組むことが大切です。他方、警察においても、地域住民に安心感を与えられるよう無人交番の解消、パトロールの強化が求められます。

◆地域住民として取り組むべきこと

○防犯意識の向上と警察との連携強化

地域住民は、誰もが自分の住む地域に関心を払うことが必要で、通勤時、買い物時、帰宅時等日常の中で「まちの変化」に注意を払い、安全がおびやかされていないかどうか関心を注ぐことが大切です。また、不審な人物等を見つけた時には迅速に警察に通報する意識を定着させる必要があります。

◆事業者が取り組むべきこと

○警察との情報交換

「安全・安心まちづくりフレンドリー企業」など地域安全活動を行う事業者は、地域の警察署と情報交換を行い、効率的な活動ができるよう努めることが必要です。

◆警察が取り組むべきこと

○警察と地域住民が協働した地域安全活動

地域安全の情報交換を密にし、地域の巡回活動を青少年健全育成関係者やPTAなどと協力して行うことで連携の強化を図ることが急がれます。また、警察官が地域の青少年と親しく語り合い、親密な生活指導を行うことが望まれます。

○地域住民の安心感の向上

地域住民にとって、交番を「生活安全センター」としてより身近なものにするために、地域の犯罪情報や交通事故情報などを、気軽に情報伝達できる体制づくりと信頼関係の構築が急がれます。

無人交番対策として、限られた警察官の中で、最大限効率の良い配置を行う必要があります。また、警察官OBの「交番相談員」^(※)は非常に地域住民から頼りにされており、全国的にも高い配備率となっています。今後も可能な範

困で、「交番相談員」を配置し、交番の無人化対策を進めてる必要があります。同じく、警察官OBが委嘱される「警察活動協力員」は、地域住民と警察のパイプ役であり、全国でも先駆的な制度です。警察活動をサポートする役割として、県内全域でのより一層の活躍が期待されます。

○地域住民がより警察の活動を理解するための施策

警察では、地域住民と連携した様々な防犯活動に取り組んでいます。地域での犯罪を撲滅するためにも、住民と警察の連携による防犯の成功事例を分かりやすく広報するなど、県民に一層効果的にPRする必要があります。

◆事業者と警察が連携して取り組むべきこと

○積極的な情報交換

事業者は地域の警察署又は交番等と連携して、常に防犯活動に関する情報交換を行うとともに、事業組合や商店街組合などの組織は、警察関係者と定期的に意見交換会を開くなど事業所としての防犯対策の強化に努める必要があります。

◆行政が取り組むべきこと

○警察との情報交換会に参加

市町村は、「交番連絡協議会」などに積極的に参加して、お互いの情報共有に努める必要があります。

○地域住民、行政、警察の連携強化

警察と地域住民が緊密に連携をするためには、地域住民が警察官の活動を理解する必要があります。県が主催する「地域連携会議」や市町村が主催する「市町村連携会議」などを定期的で開催し、情報交換を密にすることにより、お互いが理解を深めながら、連携強化に向けての体制整備を進める必要があります。

中津川市安全安心まちづくり推進市民会議

中津川市では安全で安心して暮らせるまちづくりを目的に、「中津川市安全安心まちづくり推進市民会議」を開催して、警察、地域、関係団体との情報共有や連絡調整のほか、青少年健全育成推進市民会議や防犯協会などの連携協力を図っています。

【中津川市安全安心まちづくり推進市民会議】



提言5 犯罪弱者である子どもと高齢者の保護

「子ども110番の家」は平成8年に岐阜県可児市で始まり、全国へ広がった素晴らしい制度です。この制度を一層実効あるものにするには、「子ども110番の家」と地域住民が一体となった計画的な防犯活動が必要です。また、通学時間帯に地域住民が通学路で子どもを見守る活動が県内各地で行われています。全国各地で、子どもが巻き込まれる犯罪が多発している中、地域やボランティア活動で子どもを守る活動を一層広げる必要があります。一方、高齢者をねらった悪質商法や詐欺が県内各地で多発しています。高齢化の進む地域での防犯活動や交通安全活動など未然防止の取り組みも必要です。

◆地域住民として取り組むべきこと

○子どもを守る取り組み

自治会、PTA等々の地域住民団体は、お互いに連携協力を図って、身近な地域での犯罪防止に向けて、情報交換や非常時に連携ができる体制を構築することが急がれます。

子どもの安全の向上のためには、危険箇所等の点検とその解消に努めることや、危険な場所へは近づかないという教育が必要です。子どもが犯罪に巻き込まれないように登下校時の子どもを見守る「地域のおじさん、おばさん運動」等の活動を広げていく必要があります。

また、「子ども110番の家」の機能を十分に発揮するため、日常から「子ども110番の家」の大人と地域の子どもとのコミュニケーションを図っていくとともに、「子ども110番の家」相互の情報交換も必要です。さらに新たな「子ども110番の家」の指定や連絡体制を整えるなど、当制度をより充実させることが求められます。

特に、子ども自身に「危険の認識とその回避方法」を学ばせることにより、子どもが事件や事故の被害者とならないようにすることも必要です。

「子ども110番の家」と子どもたちの交流

多治見市や恵那市では、子どもたちによる「子ども110番の家ウオークラリー」を実施しているほか、川辺町では、子どもたちが「子ども110番の家」の方に対してお礼の手紙を送っているなど、子ども110番の家と子どもたちの交流を図っています。



【写真】子ども110番の家ウオークラリーの様子(恵那市)

○高齢者を守る取り組み

高齢者が狙われる悪質商法については、近隣世帯や地域住民組織が連携して、トラブルを未然に防ぐ必要があります。そのためには、回覧板や広報、自治会の伝言板などを活用して、地域で起きている悪質商法に関する情報を迅速に伝達する必要があります。

また、高齢者の交通事故防止には、自治会やボランティアなどが交通事故の発生しやすい場所や時間帯などを高齢者世帯に対して伝え、交通安全の啓発を併せて行う等きめ細かい取り組みが必要です。

◆事業者が取り組むべきこと

○「子ども110番の店」、「走る子ども110番」等への取組

小中学生の通学路にある店舗などは、「子ども110番の店」として、また業務で車両を運行する機会のある事業所は「走る子ども110番」などとして、緊急時の子どもの安全確保のための活動を行う事業所が増えています。多くの事業所がこの活動に積極的に参加するとともに、これらの事業所が子どもにとって親しみのある場所になるよう、子どもとの交流の機会を設けることも必要です。

岐阜県書店商業組合の取組

岐阜県書店商業組合に加盟する県内の書店では、「子ども110番の家」として、危険に遭遇した子どもの保護など安全確保に協力しています。また、各店舗では、付近の小学校を訪れ、子供たちに「子ども110番の家」であることをお知らせし、顔を覚えてもらうなど信頼関係をつくるよう努めています。



【写真】子ども110番の家のプレート

◆行政が取り組むべきこと

○「子ども110番の家」等との連携

「子ども110番の家」や「子ども110番の店」などを地域住民に周知するとともに、「子ども110番の家」等に対しては、地域の不審者情報や子供たちの下校時刻などの情報提供に努める必要があります。

○「地域のおじさん、おばさん運動」との連携

「地域の子どもは、地域で守り育てる」を合い言葉に、子どもの見守り、支援活動を実施する「地域のおじさん、おばさん運動」を進め、地域の危険情報、不審者情報等の情報提供に努めるとともに、子どもの登下校時等の見守り活動を推進する必要があります。

○県内、地域で発生している悪質商法の迅速な情報伝達

行政は、県内で多発している悪質商法に関する情報を迅速に周知し、警戒を呼びかける必要があります。

また、出前講座を開いたり高齢者にわかりやすいマニュアルをつくって、消費者トラブルを減らす努力が求められます。

○ITを活用した子ども見守りシステム

子どもの安全を確認する手段の一つとして、携帯電話やパソコンなどITを活用したシステムの導入を検討する必要があります。

その際には、情報の選択・収集のあり方や活用の方法等について十分検討すること及び子どもが携帯電話を持つ場合も含めて、情報モラル教育を充実する必要があります。

ランドセルにICタグを取り付けた「通学安心システム」(岐南町)

岐南町では、小学校の児童を対象として、ICタグと携帯電話を活用した児童の登下校情報を保護者に連絡するシステムを導入しました。児童が校門を通過した時刻を保護者の携帯電話にメール送信するもので、ボランティアの見守り活動などと組み合わせることでより一層子どもたちの安全確保につながるものです。



【写真】ランドセルに取り付けられたICタグ

○子ども危険予知訓練指導者の養成

子ども自身に「危険の認識とその回避方法」を学ばせるための指導者を養成し、子どもが事件や事故の被害者とならないようにすることが必要です。

○「連れ去り防止教育班(たんぽぽ)」の活用

学校や幼稚園、保育園などは、児童、園児に対する危険回避のための教育として、警察本部で実施している「たんぽぽ」の派遣などを積極的に活用することも重要です。

「連れ去り防止教育班(たんぽぽ)」

「たんぽぽ」の愛称で知られる警察本部の連れ去り防止教育班は、6人の女性専門職で構成されています。

3人が1組となり、専用の巡回指導車で要請のあった幼稚園、小学校等を訪問し、手作りの紙芝居、腹話術、手品など子どもたちが楽しく参加できる雰囲気をつくりながら、犯罪から身を守る方法を実際に子どもたちに体験していただく指導をしています。



【写真】たんぽぽの活動風景

スクールガード・リーダー

県教育委員会では、学校や通学路における児童生徒の安全を確保するため、平成17年度から警察官OBの方などを「スクールガード・リーダー」として委嘱し、各市町村に派遣しています。「スクールガード・リーダー」は、学校関係者や地域の学校安全ボランティアに学校内外や登下校時の巡回指導のポイントや改善点などを指導助言し、子どもたちへの犯罪被害防止の推進に取り組んでいます。



【写真】スクールガード・リーダーの活動

提言6 地域をあげた青少年の健全育成・非行防止

平成18年4月に、中津川市で女子中学生が男子高校生に殺害されるという痛ましい事件が発生しました。県では二度とこのような事件が起こらないように、青少年の健全育成に関して認識を新たにして「非行防止対策の徹底」、「次代を担う人づくり」を2本柱とした「岐阜県青少年健全育成計画」を策定したところです。

これを機会に、家庭、学校、PTA、地域住民が結束し、大人と青少年のコミュニケーションを深める運動を実行し、地域の関係団体が連携した青少年の健全育成及び非行防止のための取り組みを構築していく必要があります。

◆地域住民として取り組むべきこと

○青少年と大人のコミュニケーションの必要性

大人から声を掛ければ、子どもも応えるようになります。

そのためには、町内や地域の活動に子どもたちに積極的に参加してもらい、世代交流の場を増やし、その中で「ひと声」運動や「若者の良いところを認めて褒める運動」を推進することが必要です。

また、「大人が変われば子どもも変わる」との認識から大人自身が姿勢を正しく生き方の手本を示すことにより、社会規範の遵守、モラルの向上が図られます。

そのため、「まず大人自身が変わる」啓発活動の推進や地域の大人が子どもたち一人ひとりを温かく見守り、注意やアドバイスを行う「地域のおじさん、おばさん運動」の推進が必要です。

○家庭・学校・PTAと地域住民の連携

地域の子どもの非行を防止するために、家庭・学校・PTAが地域住民と十分な連絡を取り、相互の活動に参加するなど、地域の子どもと一緒に育てる意識が必要です。

◆事業者が取り組むべきこと

○営業時間終了後の駐車場の施錠

ショッピングセンターなどでは、青少年のたまり場となることや暴走を防ぐため、営業時間終了後には駐車場の施錠を確実に行うことが必要です。

○声掛け運動などの社員教育

店舗等の経営者は、警備員や従業員対し、「青少年に対する声掛け運動」の徹底など、社員教育に努める必要があります。

○自動販売機などの設置場所に対する配慮

喫煙設備やたばこの自動販売機などを有する店舗では、それらが青少年に利用されにくいよう、従業員の目の届く場所に設置することが必要です。

○青少年に対する深夜入場制限

青少年の深夜はいかいを防ぐため、マンガ喫茶、インターネットカフェ、ゲームセンター、カラオケボックス等深夜の営業を行う者は、岐阜県青少年健全育成条例など関係法規を遵守し、深夜に青少年を立ち入らせないことが必要です。

また、コンビニエンスストアや深夜スーパーなどの経営者は、少年補導員や警察署に通報するなど、深夜に店先で青少年がたむろすることがないように対策を取る必要があります。

○触法行為に対する毅然たる態度

万引きなど法律に触れる行為（触法行為といいます）があった場合は、店舗だけで解決せず、警察署に通報することが肝要です。

◆行政が取り組むべきこと

○関係機関との連携による青少年育成

地域と家庭、学校、PTA等関係団体と青少年育成県民会議、市町村民会議の活動の連携、協力により、青少年の健全育成を目指す必要があります。

また、地域で青少年健全育成の担い手を育成し、地域での中学生、高校生の育成に活躍していただくことも必要です。

県内でも薬物の使用者が増加していることから、小中学校及び高校で薬物乱用防止指導員等を講師とした出前講座を開催して、薬物乱用の恐ろしさを啓発する必要があります。

○「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進

青少年育成県民運動の中で、「大人が変われば子どもも変わる」運動を進めるとともに、地域の大人が子どもたち一人ひとりを温かく見守り、注意やアドバイスをを行う「地域のおじさん、おばさん運動」を推進しています。そのため、青少年健全育成に大人が果たす役割について広く啓発していく必要があります。

○深夜営業施設への立入調査の強化

深夜に営業する施設において、岐阜県青少年健全育成条例に規定されている青少年の入場制限、入場禁止が徹底されるよう営業者への指導及び立入調査を強化することが必要です。

○中学生、高校生への防犯教育

青少年犯罪を未然に防止するため年に1～2度は警察官による非行防止・事故防止の講習会を中高生を対象に開催する必要があります。

○児童虐待等被害少年に対する支援

いじめや児童虐待などの早期対応が、被害少年の早期の立ち直りや健全育成につながることから、少年サポートセンターや子ども相談センター、学校、市町村など関係機関、団体が連携して個々の少年に応じたカウンセリングや保護者への助言などの支援を行う必要があります。

提言7 中学生や高校生など若者主体の地域活動の支援

岐阜県では、MS（マナーズスピリット）リーダーズ^(※)という高校生の素晴らしい活動が定着しています。この活動により、高校生全体の規範意識の高揚につながるが大いに期待されます。

今後MSリーダーズの活動を地域安全活動にも広げ、中学生や高校生の地域安全活動への参加を期待します。

また、地域安全活動にとどまらず、地域の行事やイベントに中学生や高校生の積極的な参加を求めて、世代を超えた交流を実現しなければなりません。

◆地域住民として取り組むべきこと

○中学生、高校生の地域の行事への積極的な参加

地域コミュニティを活性化させる祭りやまちづくりイベントに対して、その企画段階から、中学生、高校生が参画し、地域住民との交流を深めることが望まれます。地域の自治会やボランティア団体は、青少年を積極的に地域コミュニティ活動へと参画させるよう学校とも連携し取り組む必要があります。

○MSリーダーズとしての地域安全活動への参加

MSリーダーズの活動を、地域安全活動へと広げ、地域の大人と協働で啓発や巡回活動を行うことが望まれます。また、MSリーダーズの活動を高校生で終わるのではなく、その後、貴重な経験をした若者を地域の安全活動の担い手に育てることが必要です。そのために、学校、自治会、市町村、警察、ボランティア団体などが連携して、担い手育成の仕組みやプログラムをつくる必要があります。

MSリーダーズによる交通安全・防犯の呼びかけ

JR西岐阜駅を利用する3つの高校が合同で、改札口付近で乗降客にチラシを配り、交通安全のPRや、駐輪場で自転車の安全運転、盗難防止のための施設などを呼びかけました。

この行事には高校生だけでなく、近隣の中学生も参加しました。

【写真】JR西岐阜駅での啓発活動



○「1家庭1ボランティア運動」への参加

岐阜県道徳教育振興会議では、青少年の社会参加促進と健全育成のために「1家庭1ボランティア運動」を展開しています。各家庭、各地域ではこの運動に積極的に参加するよう努め、県民運動として推進していく必要があります。

◆行政、警察が取り組むべきこと

○MSリーダーズの活動の一層の充実

行政及び警察は、MSリーダーズの活動に参加、協力するなど、その自主的な活動が継続されるよう支援すると同時にMSリーダーズには、高校生の間のリーダー的役割を担ってもらうよう呼びかける必要があります。例えば、MSリーダーズが中心となって学校や学級単位で少年非行を減らすにはどうすべきかを、日頃から考えていくことが必要です。

提言8 多文化共生社会の形成推進

岐阜県内では、在住外国人の急激な増加と定住化が進み、彼らは単なる「一時的な労働者」でなく、「岐阜県に暮らす生活者」という存在になっています。多様な文化的背景を持った在住外国人が、地域社会で共に生活し、様々な分野に参画することにより、地域社会が活性化し、より豊かな魅力ある岐阜県がつくられることが期待できます。

しかしながら、言葉の壁によるコミュニケーション不足や文化・習慣の違いから、ゴミ出し、深夜の騒音など地域のルールが守られていないことによる地域住民との摩擦が生じている地域もあります。

そのような中で、お互いの文化や考え方を尊重しながら安全で安心な地域社会（多文化共生社会）を構築することが求められています。

◆地域住民として取り組むべきこと

○自治会活動への外国人の参加促進

外国人に地域での共同生活のマナーやルールを知ってもらうために、生活するうえで最もつながりの深い自治会への加入を強く求めていく必要があります。

○地域住民と外国人をつなぐボランティア活動の必要性

外国人の相談を受けるボランティア活動を地域で行い、このような活動の中で、地域での共同生活のマナーやルールを身に付けてもらうよう努める必要があります。

○在住外国人と地域社会との共生

地域住民が在住外国人に対して、言葉の違いだけでなく文化や習慣の違いを十分理解することも重要です。また、在住外国人自身も地域社会で暮らす一員としての心構えを持ち、地域社会の活動に積極的に参画する必要があります。

◆事業者が取り組むべきこと

○外国人に対する支援の充実

多くの外国人が県内企業に雇用されています。企業は、外国人の労働力を活用していることから、地域社会における責任を果たすという観点からも、外国人の労働環境の改善に努めるとともに、外国人が地域と関わりながら円滑に生活できるよう日本語や地域での共同生活のマナー、ルールなどの習得に関する支援を行うことが必要です。

○案内表示の多言語化

施設や店舗の案内表示は、多くが日本語で標記され日本人の安全対策は重視されていますが、案内表示に外国語表記を行うことにより、外国人にとっても住みやすい安全な地域をつくれます。

◆行政が取り組むべきこと

○外国人と地域住民との交流のために必要な施策

地域住民と外国人がお互いに理解できるような企画、例えば、地域住民に対する外国語講座や在住外国人に対する日本語講座の開催をはじめ、祭りやイベント等の開催により交流を図っていくことが必要です。この中で、外国人に地域活動への積極的参加並びに地域に対する愛着心の向上を図ることで日本人とともに地域コミュニティの担い手となれるよう支援する必要があります。

○外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒の学校生活や社会生活への適応を図るため、日本語指導等を充実し、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進する必要があります。

そのため、母語と日本語を話すことができる「外国人児童生徒適応指導員」を増員し、日本語指導が必要な外国人児童生徒が学校生活に適応できるよう生活指導や日本語指導を充実する必要があります。

地域ぐるみの多文化共生／美濃加茂市国際交流協会

在住外国人の人口が、市の総人口の10%を超えた美濃加茂市では、在住外国人に日本の文化にふれてもらおうと、盆踊りの講習を行ったり、外国人同士あるいは市民との交流を深めてもらう目的で企業などの協力を得てサッカー大会などを企画し、市民と外国人がお互いに理解を深め共生していくまちづくりを進めています。

【写真】 在住外国人を対象とした盆踊り講習会



提言9 県民協働による防犯のまちづくりの推進

岐阜県では車上ねらいや自転車盗などの街頭犯罪が、刑法犯罪の約40%を占めています。地域住民が安心して暮らせる街にするには、市街地に死角をなくしたり、暗い道路をなくしたりする防犯に留意したまちづくりが必要です。

このためには、施設整備の計画段階で地域住民が積極的に意見を述べるなど、防犯のまちづくりに参加することが求められます。また、平素から行政と地域住民が危険な箇所がないかどうか点検を行い、「犯罪危険地図」を作成して、地域住民や学校に配布し、利用を促すことが必要です。

◆地域住民として取り組むべきこと

○施設の計画段階で行政との十分な意見交換

行政から駐車場、駐輪場、道路、公園、共同住宅等の施設整備の計画の説明が行われた時には、施設を利用する立場から防犯の観点の意見を積極的に伝える必要があります。また、大型店舗等民間の施設が設置される場合も、設置者と防犯の観点で十分な意見交換をすることが必要です。

また日頃から、道路、公園等の点検を行い、改善を求める事項を行政に伝えたり、行政や警察の協力を得て「犯罪危険地図」を作成するなどの活動が求められます。

◆事業者が取り組むべきこと

○防犯カメラ等の設置

不特定多数の人が出入りする施設や繁華街などの深夜まで人の往来の多い場所では、犯罪を防止するために、防犯カメラの設置を進めることが効果的です。これにはプライバシー保護などの問題も含んでいるため、警察や地域住民とも十分協議しながら取り組むことが必要です。

○事業者間の連携

最近郊外でもコンビニや深夜スーパーなど、深夜に営業する店舗が増えてきています。このような場所には同じように深夜、早朝に営業活動をしている事業者と協力して立ち寄ってもらったり、緊急の場合には連絡が取れるようするなど連携体制をつくると効果があります。

タクシー会社とコンビニ店舗の連携

日の丸タクシー（岐阜市）は岐阜市内のサークルKサンクス5店舗と協力して深夜から早朝にかけて、駐車場にお客さんを待つタクシーを待機させることにしています。タクシーは路上でなく駐車場で安心して駐車することができるとともに、コンビニの店員にとっても心強く、また犯罪抑止の効果があると双方にメリットが生まれています。

○空店舗の管理の徹底

事業者は、所有している店舗、施設等を使用しなくなった場合には、外部の者が侵入できないよう施錠を確実にしたり、その空店舗等の状態によっては解体、撤去するなど適切な管理を行う必要があります。

○モラルを欠いた営業の排除

商店街や貸しビルでは、街の活性化という面から空店舗対策が必要ではありますが、貸店舗でモラルを欠いた営業が行われることにより、青少年の健全育成や犯罪のないまちづくりを阻害するおそれがあることから、店舗やビルなどの所有者、管理者は十分注意を払う必要があります。

◆行政が取り組むべきこと

○防犯に留意した公共施設の整備

行政は、駐車場、駐輪場、道路、公園、共同住宅等の施設整備にあたっては、予め犯罪の防止のための構造の指針や基準を定め、普及促進を図るとともに、防犯優良マンション認定を推進し、防犯性に優れた共同住宅の普及を図る必要があります。

また、施設の整備計画の段階で、地域住民と防犯の観点から十分な意見交換を行うとともに道路、公園等の改善を求める地域住民の要望に対しては、迅速に取り組むことが必要です。

○防犯カメラの設置、運用に関する指針の策定

商業施設や金融機関、駐車場などに防犯対策として防犯カメラを設置するところが増えてきています。

防犯カメラは、犯罪抑止効果が高く安心感が得られる反面、住民にとってはプライバシーを侵害されるのではないかという不安感もあります。

そこで行政は、防犯カメラの設置を推進する一方で、運用にあたりプライバシー保護など、配慮すべき事柄を明確に示した「防犯カメラに関する運用指針」の策定が必要です。

○GIS（地理情報システム）等を活用した「犯罪情報提供」

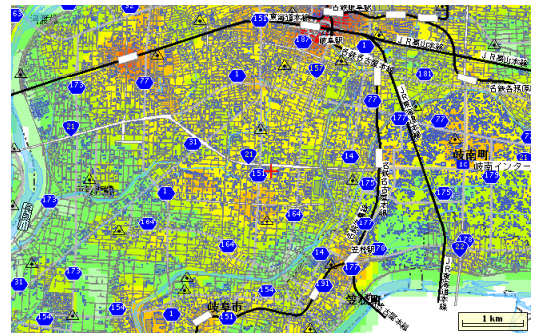
行政は警察と協働しながら、地域住民に対して犯罪の発生情報などをGISを活用した「犯罪発生マップ」をインターネット上で公開するなど、ボランティアが活動する場合の参考となるよう情報提供に努めることが必要です。

犯罪発生マップ

県警察では、GIS を活用して県内の犯罪発生状況を表示するシステムを開発し、平成 19 年 1 月からインターネット上で公開しています。

犯罪種別ごとに件数の多少を色の濃淡で示すことができ、どの地域で犯罪が発生しているのを目で確認することができます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref.s18879/map/index.htm>



【図】公開された犯罪発生マップ

また、事前に登録した住民の携帯電話に犯罪情報をメール送信するシステムを有効に活用するなど、住民の防犯意識を高めつつ、犯罪を未然に防ぐ工夫も必要です。

その際、学校、教育委員会と連携するとともに提供する内容の正確性を確保するために警察と密接な連携を図ることが重要です。

さわやか見守りネット（大垣市）

大垣市では、以前から防犯ボランティア「さわやか見守り Eye」の活動が盛んでしたが、このボランティアの方々の自主的な活動を支援するために、総務省の取組である、「地域安心・安全情報共有システム」を導入して、平成 18 年度から情報提供を行っています。身近なところでの不審者情報や犯罪情報などがすぐに伝わり、ボランティアのパトロール活動に役立っています。



【写真】さわやか見守りEyeの活動風景

○廃屋、空店舗の防犯対策の充実

県では、平成 18 年 4 月、中津川市での女子中学生殺害事件が元パチンコ店の空店舗で起きたことから、廃屋・空店舗等の実態調査を行いました。今後、二度とこのような場所が犯罪現場とならないように、今回の調査により「改善が必要」とされた箇所については所有者等に「施錠の徹底」や「出入口の修繕」など改善を強く求めていく必要があります。

また、改善がなされない箇所については、ボランティアや地域住民と協力してパトロールの強化など常に注意を払う必要があります。

提言10 「岐阜県安全・安心まちづくり条例（仮称）」の制定

これまで、県では「安全で安心して暮らせる岐阜県」を目指し、県民主体の地域安全活動を盛り上げるために、ボランティアの育成、フレンドリー企業への働きかけなどに力を注いできました。

その成果として、平成19年2月末までにボランティア団体は347、活動人数は2万人を超え、またフレンドリー企業も120団体、事業所は6千を超えており、県民運動として大いに盛り上がりを見せています。それに伴い県内の刑法犯罪認知件数も4年連続で減少してきました。

○条例制定の意義

今後は、県民の自主的な活動を中心とした「安全・安心まちづくり」について市町村、事業者、警察、学校関係者など地域安全に携わる者すべての連携の下で、さらにこの県民運動を推進していく必要があります。

そのために、各主体の役割を明確にするとともに県としての方向性を示す「柱」となる「岐阜県安全・安心まちづくり条例（仮称）」の制定を提案します。

また、条例制定にあたっては、各圏域でワークショップを開催し、県民の意見を十分聴いた上で作成することが望ましいと考えます。このワークショップの開催にあたっては、平成18年度に恵那市大井地区で実施した「地域安全コミュニティづくりモデル事業」や大垣市で実施中の企業や大学を交えた「安全・安心まちづくりステーション連絡協議会」の手法、成果、課題などが参考になります。

○条例に盛り込むべき事項の例

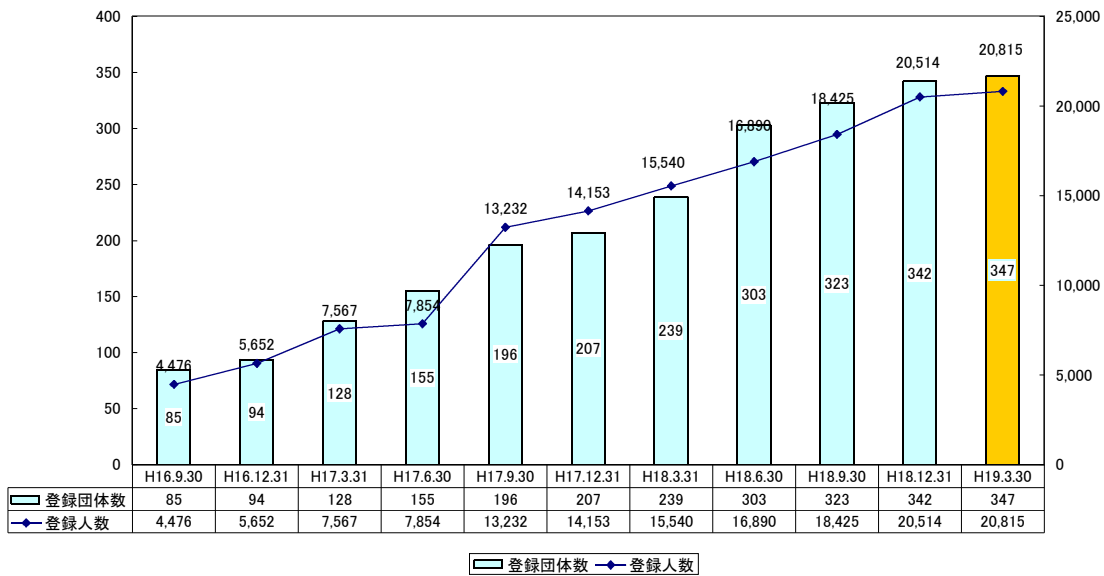
- ・ 犯罪のない安全で安心なまちづくりについての基本的考え方
- ・ 県民、事業者、行政の果たす役割
- ・ 地域住民活動の推進及び支援
- ・ 安全安心まちづくり県民運動の推進
- ・ 小学校区などを範囲とした地域安全コミュニティづくりの支援
- ・ 県民、事業者、行政などの連携体制の整備
- ・ 犯罪が起こりにくい環境の整備
- ・ 子どもや高齢者を犯罪から守る取組の推進

資 料 編

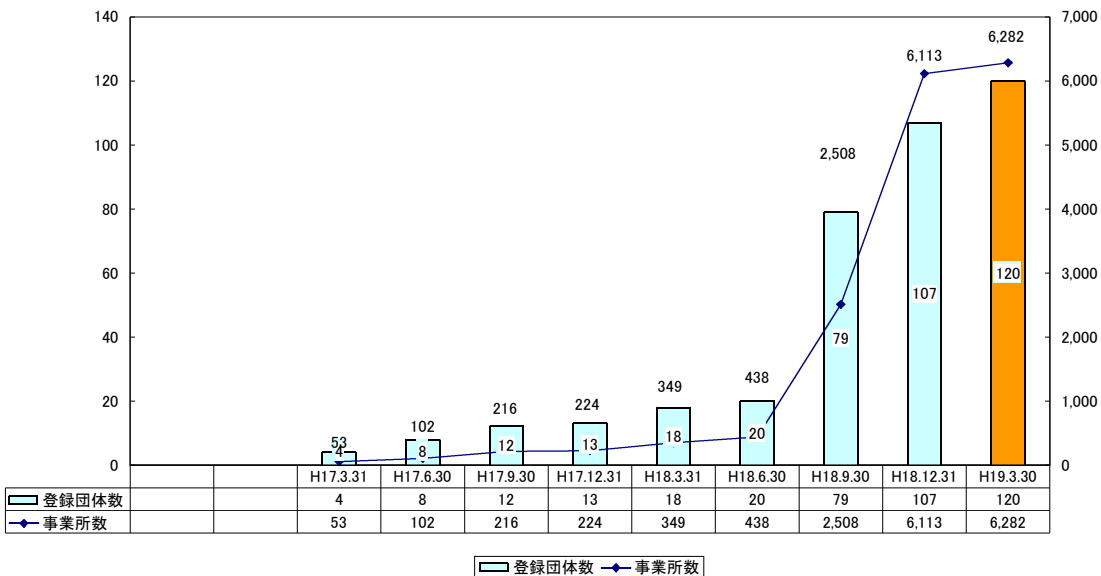
安全・安心まちづくりボランティア団体／フレンドリー企業登録数の推移

平成15年7月から始まったボランティア登録及び平成17年3月から始まったフレンドリー企業登録は、最近の県民の防犯意識の高まりから、その登録数は急増しています。

ボランティア登録団体数と人数の推移

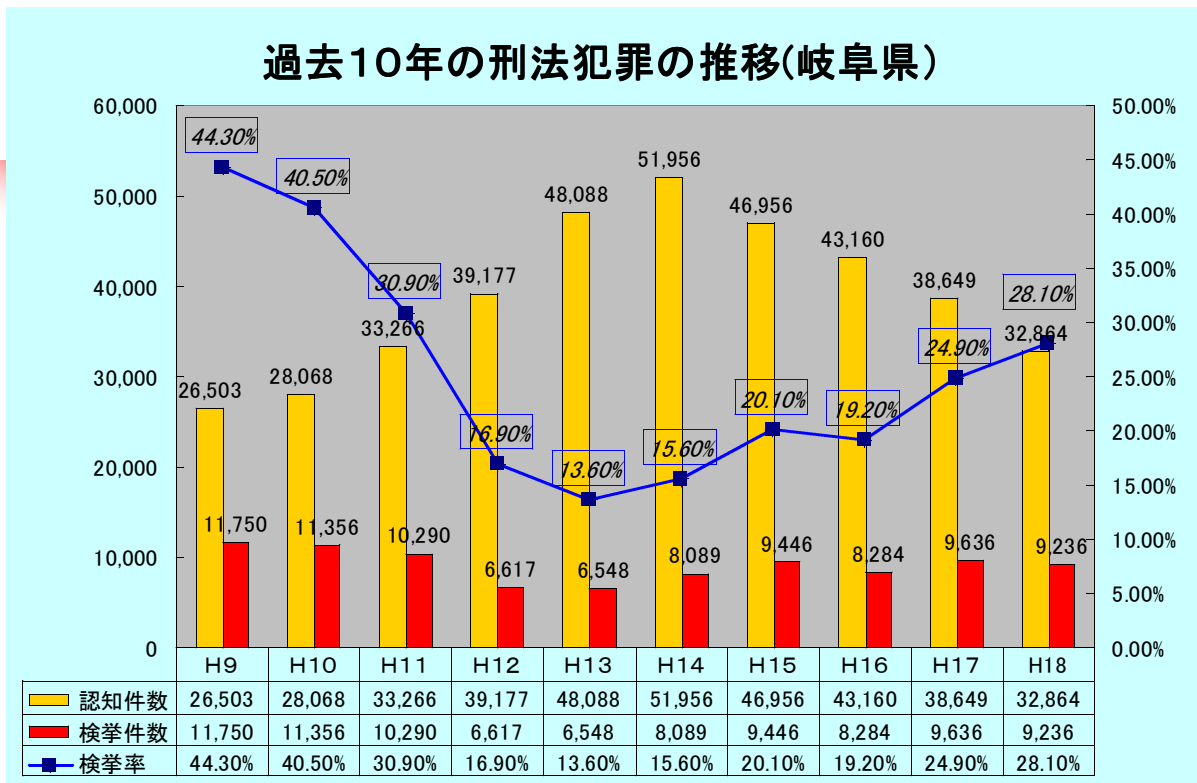


フレンドリー企業登録数と事業所数の推移



最近10年間における県内の刑法犯罪認知件数、検挙件数及び検挙率

平成14年にピークであった刑法犯罪認知件数は、その後4年間連続して減少傾向にあります。しかし、20年前（約1万5千件）と比較すると、まだ2倍以上あり、依然として高い水準にあります。



用語解説

コミュニティ診断士

地域コミュニティを対象として、福祉、環境、男女共同参画、交通、住宅、ゴミ廃棄物などに関わる諸問題を、行政や町内会、NPO 組織などから依頼を受けて、住民と住民のコミュニケーションの機会をつくりながら、さまざまな問題の原因や解決の糸口を探り提案する住民とともに活動するまちづくりの専門資格。

岐阜県と岐阜経済大学が共同で養成、認定している。

一戸一灯運動

沖縄県那覇市首里石嶺町で行われた取り組み。犯罪が増加したため、各戸が門灯、玄関灯等を一晩中点けて、街全体を明るくする「一戸一灯運動」を行った。その結果ひたたくり、痴漢等の犯罪を減少させることに成功した。

MS（マナーズスピリット）リーダーズ

高校生の規範意識啓発活動推進委員会をいい、高校生の自主的な社会参加活動や体験学習が、警察の支援の下で「MSリーダーズ」を中心に展開されることによって、少年の規範意識の啓発と健全育成を図ろうとするもの。

主な活動として、少年の健全育成及び非行防止活動、私たちの街のパトロール活動、駅・公園などの美化活動、通学路の安全確保など交通事故防止活動、薬物の乱用防止活動等があり、平成13年秋に岐阜県飛騨地区の9高校を対象に立ち上げ、平成14年4月からは県内全域の高等学校、特別支援学校で取り組まれている。

破れ窓理論（割れ窓理論）

破れ窓理論（Broken Windows Theory）」は地域住民の安心感と警察への親近感を醸成することを目的として警察官の徒歩によるパトロールを実施した米国ニュージャージー州の取り組みをきっかけとして、1982年に米国で提唱された理論である。この理論は、従来まで軽微な犯罪とされていた行為（公共空間での落書き、酔っ払い、物乞い等）であっても、それがコミュニティの利益を大きく侵害するものであるならば、警察やコミュニティは真剣に考え、対策を講じなければならないとするものである。

地域安全指導員

警察署長と地区防犯協会長が、地元住民の中から地域安全活動を推進するためのリーダーを「地域安全指導員」として委嘱している。

地域安全情報を住民へ提供したり、防犯パトロールや街頭広報等の活動を行っている。

警察活動協力員

平成7年度から犯罪防止活動等の知識・経験を有する警察OBを「警察活動協力員」として、各警察署長が委嘱している。警察と地域住民のパイプ役となり、災害発生時の諸活動や住民の自主的な地域安全活動に対する助言、協力等を行っているほか、各地で防犯診断や地域安全パトロール活動等を行っている。

交番相談員

警察活動の知識と経験を有する警察OBを「交番相談員」として来訪者の多い交番に配置している。

交番の警察官が街頭でパトロールを行っているときや事件事故の現場へ行っている間、「交番相談員」が、交番を訪れた方に適切なサービスを提供している。

安全・安心まちづくり県民運動

県民一人ひとりが「自分の地域の安全は自分たちで守る」という意識を持ち、行政と県民が協働で犯罪や事故のない地域づくりを目指す県民運動。

安全・安心まちづくり賞受賞団体一覧

団体名 (代表)	活 動 内 容
【ボランティアの部・継続的活動部門】	
岐阜市更生保護女性会中部会 (岐阜市、会員数 15 人、代表伏屋美恵子)	平成 12 年 12 月活動開始 毎月 20 日に駅前交番と連携して J R 岐阜駅、名鉄岐阜駅周辺で防犯の啓発活動を実施。ひったくり防止、自転車盗防止の呼びかけを行っている
岐南東・子どもを守る会 (岐南町、会員数 84 人、代表伏屋郁朗)	平成 13 年 7 月活動開始 岐南町東校区の幼児、児童を守るため、小学校、保育所周辺や通学路を自転車でパトロールしている。
清水小学校学校安全サポーター (揖斐川町、会員数 7 人、代表堀朗)	平成 13 年 9 月活動開始 清水小学校の通学路を中心に、子どもの登下校時の見守り活動を実施。常にあいさつに心がけ、地域ぐるみの教育の土壌づくりに貢献。
桜ヶ丘ハイツ自警団 (可児市、会員数 22 人、代表稲垣悦雄)	平成 9 年 2 月活動開始 桜ヶ丘小学校の登下校時の見守り、年末夜警、徘徊老人の保護などの活動を行いながら定期的に交番と地域安全のための情報交換を行っている。
坂祝町地域学校安全サポートチーム推進協議会 (坂祝町、会員数 41 人、代表青村建一)	平成 13 年 9 月活動開始 坂祝小学校の児童から防犯標語を募集して「ぼくのやくそく私の実行」として発行。また、6 年生児童の協力で防犯紙芝居を作成、保育園、幼稚園などで披露している。
安桜台自治会 (関市、会員数 10 人、代表石井和典)	平成 7 年 4 月活動開始 犬の散歩を兼ねた「わんわんパトロール隊」を発足させたり、夜間すべての家で門灯をつけ、暗がりをなくすなど地域ぐるみの取組を行っている。
岐阜市市橋くらしの安全推進委員会 (岐阜市、会員数 180 人、代表永田賢雄)	平成 14 年 6 月活動開始。 週 6 回、青色回転灯を装着した自動車を使用したパトロールを実施。
且格小 PTA (会員数 223 人、代表且格小学校 P T A 会長池田浩隆)	平成 6 年活動開始。 毎日児童の下校時間 (3 時～4 時半) に保護者 2 人が車で巡回。「且格小学校区では悪いことはできない」というアピールをしている。
セーフティ・サポート・クラブ (岐南町、会員数 16 人、代表安田茂樹)	平成 15 年 6 月活動開始。 1 日 2 回、児童の登下校時間に見守りを続けている。また週 2 回夜間のパトロールも実施している。
多芸島グループ (大垣市、会員数 11 人、代表東村勇)	昭和 57 年活動開始。 各町内の自治会長が中心となり、週 3～4 回防犯パトロールを実施。
ひらそのグループ (多治見市、会員数 26 人、代表中島武彦)	平成 3 年 4 月活動開始。 当初は県道の空き缶拾いから開始し、地域の環境浄化に努めてきた。現在は毎日、児童の登下校の見守りを実施。

【ボランティアの部・先駆的活動部門】

<p>朝日大学法学部大野刑事訴訟法研究室（瑞穂市、会員数 20 人、代表大野正博）</p>	<p>平成 15 年 4 月活動開始 瑞穂市住民に盗犯の状況を知っていただくために防犯マップを作成した。また、瑞穂市内の小中学校の安全マップ作成に協力している。</p>
<p>正木地域安全パトロール隊（羽島市、会員数 200 人、代表武藤倫亮）</p>	<p>平成 14 年 12 月活動開始 青色回転灯パトロール者を駆使し、3～4 人が組になって週 4 回防犯、交通安全の呼びかけを行っている。</p>
<p>柳津町こども見守り隊（岐阜市、会員数 149 人、代表日比野光子）</p>	<p>平成 12 年 2 月活動開始 児童の登下校の見守りを、通学路であいさつを交わしたり、学校まで子どもと一緒に歩くなど各会員が無理なくできる範囲で実行している。</p>
<p>松倉中学校区スクールサポートチーム（高山市、会員数 459 人、代表高木和代）</p>	<p>平成 13 年 10 月活動開始 児童、生徒とふれあいながら不審者の警戒、安全点検のためのパトロールや通学路の交通安全指導を実施している。このグループの活動が高山市内の全小中学校が取り組むきっかけとなった。</p>
<p>セーフティチーム大垣（大垣市、会員数 23 人、代表寺田昇弘）</p>	<p>平成 13 年 9 月活動開始 J R 大垣駅前を中心に防犯意識を高める呼びかけや夜間パトロールを実施。平成 15 年には、市内 9 箇所高校生らとともに落書き消しを実施した。</p>
<p>伏見校下安全ふれあいサポーター（御嵩町、会員数 155 人、代表鍵谷浩平）</p>	<p>平成 16 年 4 月活動開始 飼い犬の散歩、ウォーキングなどを児童の下校時間帯に通学路で行うことを呼びかけているほか、広報紙「伏見校下安全ふれあいサポーターだより」を年 4 回発行している。</p>
<p>特定非営利活動法人南濃おやじの会（海津市、会員数 20 人、代表後藤昌司）</p>	<p>平成 10 年 10 月活動開始 海津市の地域パトロールのほか、危険情報をインターネットで配信する「安全情報宅急便」を開発した。</p>
<p>笠木新町あかるくたすけ Eye（大垣市、会員数 20 人、代表広瀬孝司）</p>	<p>平成 16 年 7 月活動開始 毎朝夕、児童の登下校の見守りを実施している。また週 2 回夜間パトロールも実施、児童の安全確保に努めている。</p>
<p>島地区くらしの安全推進協議会（岐阜市、会員数 75 人、代表高木信男）</p>	<p>平成 12 年 6 月活動開始 交番と連携しながら、毎週木曜日に青色回転灯装着車を使用したパトロールを実施している。また安全確保のための要望を警察や行政に対して行ってきた。</p>
<p>黒野二番地昭友会（岐阜市、会員数 20 人、代表関谷太治）</p>	<p>平成 16 年 4 月活動開始。 週 3 回、黒野小学校児童の登下校の見守りを行うとともに、手作りの防犯プレートや看板を製作、公園などに設置した。警察、PTA、自治会などと連携した活動も行っている。</p>
<p>福寿地域防犯パトロール隊（羽島市、会員数 307 人、代表番幸一）</p>	<p>平成 16 年 10 月活動開始。 岐阜羽島駅南の駅前防犯ステーションを拠点として、自治会や消防団による週 3 回の夜間パトロール、老人クラブ、女性部、子ども会などによる登下校の見守りなど地域全体で安全確保に努めている。</p>
<p>関ヶ原町玉老人クラブ・玉寿会地域見守りパトロール隊（会員数 47 人、代表相撲正一）</p>	<p>平成 16 年 4 月活動開始。 登校日の毎日、児童の見守りを実施。老人クラブの活動から現在は、地域や P T A などを巻き込んだ活動に広がりを見せている。</p>
<p>滝呂町 1 2 丁目セーフティクラブ（多治見市、会員数 18 人、代表相信忠正）</p>	<p>平成 15 年 10 月活動開始。 毎日 2 回、登下校時間に通学路に立ち、児童に声をかけ安全指導をするなど、子供たちの安全確保に努めている。また、多治見警察署などと連携して団地内の防犯診断を実施した。</p>

【フレンドリー企業の部】

<p>生活協同組合コープぎふ (各務原市、活動人数 210 人、代表水野隼人)</p>	<p>平成 17 年 2 月活動開始 毎日業務で走る配送車に「安全・安心パトロール」のステッカーを 張り組合員宅へ商品を届けている。車両 200 台により県内全域の見 守りを実施。</p>
<p>ハートランス株式会社(岐 阜市、会員数 32 人、代表 大野秀穂)</p>	<p>平成 7 年 4 月活動開始 会社の近隣に小学校があることから、毎朝登校時には社員が通学 路に出て児童の見守りと声掛けを行っている。 また、企業関連施設の巡回に併せて夜間パトロールを実施している。</p>
<p>岐阜市農業協同組合 (活動人数 60 人、代表理 事組合長上松忍)</p>	<p>昭和 55 年活動開始。 地域サービスの一環として、毎日店舗敷地と周辺の清掃を実施。ま た車両に「防犯パトロール実施中」のマグネットシートを貼付して、 巡回を行っている。</p>
<p>多治見自警団 (活動人数 358 人、代表加藤政兵衛)</p>	<p>平成 13 年活動開始。 多治見市内の事業所 85 社が参加し、週 3 回 3 人 1 組で夜 9 時から 10 時まで市内を巡回している。また危険箇所の改善などを団員の 手で実施した。</p>

注：団名、活動人数、代表者名は平成 19 年 2 月末現在のものです。

岐阜県安全・安心まちづくり懇談会設置要綱

(目的)

第1条 県民が安全で安心して暮らせる、犯罪や事故のないまちづくりの推進に必要な施策について、地域で活躍するキーパーソンの方々に現場の視点から議論していただくため、岐阜県安全・安心まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 懇談会は、次の事項について議論し、県民にとって必要な施策等を知事に提言する。

- 一 県民が安全で安心して暮らせる地域づくりの具体策に関する事。
- 二 地域の安全を守るための活動を行う住民組織の育成と支援に関する事。
- 三 安全・安心まちづくり推進事業の県民への広報に関する事。
- 四 その他地域の安全に関する事。

(組織)

第3条 懇談会の委員は15人以内とし、知事が委嘱する。

- 2 懇談会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が委員の中から指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(職務)

第5条 会長は懇談会を統括し、懇談会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇談会)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 懇談会の進行は、会長がこれに当たる。

(関係者の出席等)

第7条 懇談会には、必要に応じて、委員以外の関係者の出席及び、意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、岐阜県環境生活部環境生活政策課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月23日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年9月30日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年3月17日から施行する。
- 4 この要綱は、平成18年2月24日から施行する。
- 5 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

氏 名	役 職 等
岩田 伸子	読み聞かせグループ「どんぐり」会員
熊崎一比古	社団法人下呂温泉観光協会会長
坂田 丞	多治見市自治組織32区区長
鈴木 誠	岐阜経済大学（地域経済学）教授
田中 正躬	高山地区防犯協会副会長
寺田 昇弘	セーフティチーム大垣代表者
西尾 英子	青少年育成アドバイザー
日比野光子	岐阜市柳津町こども見守り会代表
松尾 學	本巣市糸貫消防団長
松本 信廣	可児市生活安全指導員
武藤 茂子	岐阜県女性防火クラブ運営協議会副会長

平成18年度「岐阜県安全・安心まちづくり懇談会」開催状況

- 第1回 日 時：平成18年6月23日（金）
場 所：県民ふれあい会館409特別会議室
主な意見：
・4月に中津川で悲しい事件が起きた。県では廃屋調査や連携会議など新しい取組を始めたが、改めて今後県として取り組むべきことについて意見交換してはどうか。
・情報共有は大きい単位ではなく小学校区くらいの単位で情報が行き渡ることが望ましい。
・市町村合併によって市町村の対応に濃淡がある。これを解消しなければいけない。
・平成15年9月に出した提言は、まもなく3年になり市町村や県民の意識も変わってきていることから新たなものを作成してはどうか。
- 第2回 日 時：平成18年12月15日（金）
場 所：県民ふれあい会館409特別会議室
主な意見：
・新たに作成する提言は今年度末にとりまとめて県に提出する。
・同時に県に対して条例制定の提言もしたい。
・現在、県民、事業者、行政などそれぞれの取組で地域安全運動は県民運動として盛り上がってきている。これを将来的にも継続して支えていくための根拠となる、方向性を明らかにする条例が必要である。
・ボランティアや地域の人が活動しやすい条例にしていきたい。
・その中で、地域コミュニティづくりが必要で、それはできるだけ小さな地域で何度も議論をすることから始まる。どこか1地区をモデル的に採用して社会実験をしてはどうか。
- 第3回 日 時：平成19年1月23日（火）
場 所：県民ふれあい会館409特別会議室
主な意見：
・前回意見交換で出た「地域コミュニティ」づくりの社会実験に、恵那市大井地区の「大井町夢おこし委員会」にお願いすることとなった。
・この結果を踏まえて提言を作成し、さらには条例作成の過程に取り入れていただくことを提言したい
・条例制定の過程においては、住民の意見を聴くことはもちろんであるが、子どもの意見も聴いてはどうか
・また、制定過程を公開していくことも重要である
- 第4回 日 時：平成19年3月22日（木）
場 所：県民ふれあい会館401会議室
内 容：「提言」最終案についての確認
・会長と事務局が最終調整した後、知事に提言する